

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県土整備部 下水道課

法令名		浄化槽法		法令番号		昭和 5 8 年法律第 4 3 号	
手続名		特定既存単独処理浄化槽に対する措置命令		根拠条項		法附則第 1 1 条第 3 項	
処分基準		法附則第 11 条第 2 項による勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる。 (参考) ○法附則第 11 条第 1 項の概要 知事は、既存単独処理浄化槽(し尿のみを処理するものに限る浄化槽)であって、知事が指定する指定検査機関の行う水質に関する検査の報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置（除却含む。）をとるよう助言又は指導をすることができる。 ○法附則第 11 条第 2 項の概要 知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置（除却含む。）をとることを勧告することができる。					
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 No.	